

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第18号

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町町税条例施行規則（昭和60年寒川町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割の報告」を「軽自動車税の報告」に、「軽自動車税種別割報告書」を「軽自動車税報告書」に改める。

第19条の見出し及び第20条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

別表中

「 軽自動車税種別割納税通知書（自主納付用）	第43号様式
軽自動車税種別割納税通知書（口座振替用）	第44号様式 」を
「 軽自動車税納税通知書（自主納付用）	第43号様式
軽自動車税納税通知書（口座振替用）	第44号様式 」に、
「 軽自動車税種別割納税証明書	第46号様式 」を
「 軽自動車税納税証明書	第46号様式 」に

改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

町税延滞金減免申請書

年 月 日	
(宛先)寒川町長	
納税義務者	住 所 _____ 氏 名 _____ ㊞ 個人番号※(法人番号) _____
次のとおり申請します。	
1 申請区分	☐ 免 除 ☐ 減 額
2 申請する延滞金	町県民税(普徴) _____ 円 町県民税(特徴) _____ 円 固定資産税・都市計画税 _____ 円 固定資産税(償却資産) _____ 円 軽自動車税 _____ 円 法人町民税 _____ 円 特別土地保有税 _____ 円
3 理 由	_____ _____ _____ _____
4 添付書類	_____

上記の申請に基づき調査の結果、次のとおり決定してよいでしょうか。					起案 ・ ・			
課 長	副主幹等	主 任	公 印 使用承認印		決裁 ・ ・			
					通知 ・ ・			
決定区分	☐ 免除する ☐ 減額する(%) ☐ 免除しない ☐ 減額しない							
決定内容	年度	期別	通知書 番 号	税 目	税 額	延滞金	減免する 額	減免後の 延滞金
決定理由	_____ _____ _____							

※個人の町県民税のみの場合は、個人番号の記入は不要です。

第18号様式から第18号様式の3までを次のように改める。

第18号様式（第18条関係）

軽自動車税報告書			
年 月 日			
(宛先)寒川町長			
報告人		住所 氏名又は 名称	印
次のとおり報告します。			
売主	住所		
	氏名又は 名称		
買主	住所		
	氏名又は 名称		
買主の 勤務先	住所		
	名称		
所有権移転 通知の有無		☐ 有（ 年 月 日） ☐ 無	
車両番号		車体番号	
種 別		排気量	CC
車 名		登 録 年 月 日	年 月 日

第18号様式の2（第21条関係）

年 月 日

宛先（提出先）： 神奈川県高座郡寒川町長 様

軽自動車税減免申請書

寒川町可税条例第33条第2項の規定に基づき、下記の通り減免を申請します。

◆減免の申請者

納 税 義 務 者	住 所 (所在地)			電話番号				
	氏 名 (名 称)			個人番号 (法人番号)				

◆減免を申請する理由（減免申請の種類）

1. 身体障害者等 2. 公益専用車両 3. 福祉車両 4. その他

◆減免を受ける軽自動車等

車 両 情 報	種 別 及び用途				総排気量 又は定格出力	
	車両番号 (標識番号)		型 式		最高出力	
	登録 年 月 日		原動機 型式		形 状	
定 置 場					使用目的	

◆身体障害者等に係る情報等

障 害 者	住 所	☐ 納税義務者に同じ			
	氏 名	☐ 納税義務者に同じ		生年月日	
	障害者手帳 の番号			手帳の種類	☐ 身体障害 ☐ 戦傷病 ☐ 療育 ☐ 精神保健
	障害の区分及 び等級(程度)			手帳の交付 年月日	
運 転 者	住 所 (所在地)	☐ 納税義務者に同じ ☐ 障害者に同じ		障害者との 関 係	
	氏 名	☐ 納税義務者に同じ ☐ 障害者に同じ			

(備考)

提出期限： _____

第18号様式の3（第21条関係）

年 月 日

様

神奈川県高座郡寒川町長

減免決定通知書（身体障害者用・公益車両用）

下記のとおり、あなたの軽自動車税の減免を決定したので通知します。

◆減免対象の納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

◆減免対象の車両

車 種	
車両番号 (標識番号)	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税 額	円	減免税額	円
差引納付税額	円		

(根拠条例)

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

(備考)
減免備考

【お問い合わせ先】

第43号様式から第45号様式までを次のように改める。

第43号様式（別表関係）

[illegible]

傳發回呈送用阿
納付書(原形)

個人姓名 廣川阿金計費機番

印刷番号

期 限 行

行

自由金額

納付機番名義

追加番号

納期日

納付金額

車 数 計 行 率

特設用
(納付可)

広東省廣州市

税自動車税納税通知書兼領収証書		第1章 納税者
		第2章 納税額
		第3章 領収書
		第4章 領収書

納税者氏名			
納税額	納税者番号	納税額	納税額
納税額	納税者番号	納税額	納税額
納税額	納税者番号	納税額	納税額
		合計金額	合計金額

納税者氏名	納税額

軽自動車税納税証明書
神奈川県東川町（継続検査用）

車両番号
所在地
この納税証明書は、車検において自動車検査員の過料を受ける際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
備考

神奈川県高座郡東川町

車 検 日 付
車検日付印のないもの及び 印刷番号が●印で消されているものは使用できません。

納税印

第44号様式（別表関係）

年 月 日

様

寒川町長

軽自動車税納税通知書（口座振替用）

下記のとおり決定しましたので通知いたします。
記載の口座より自動振替されますので、振替不能にならないようご注意ください。

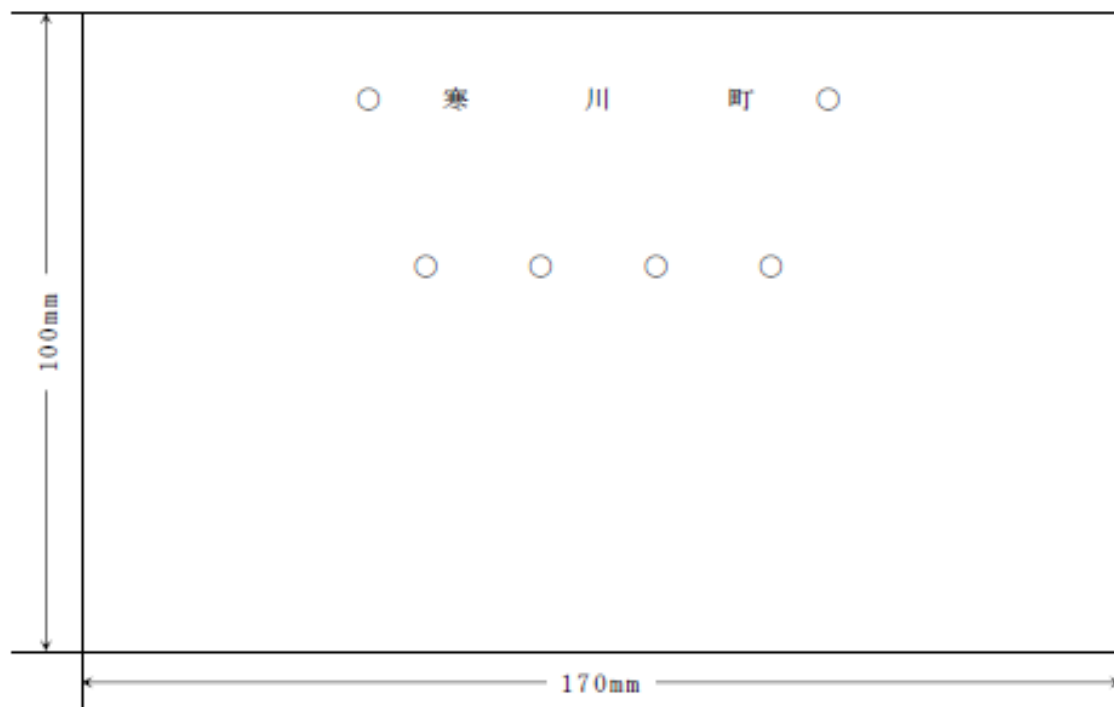
[illegible]

軽自動車税は2輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車、及び原動機付自転車に対し、4月1日現在に寒川町内に定地場を有する所有者に年額が課せられます。4月1日に車を取得した場合は課税され、廃車、または譲渡した場合は課税されません。4月2日以降に取得した場合は、その年は課税されず、廃車又は譲渡した場合は年額額の全額が課税されます。なお、廃車又は譲渡の事由が生じた場合には30日以内に申告してください。

この通知に不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができ、そして、その審査請求の裁決に不服がある場合は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。また、次のいずれかの場合には、審査請求に対する裁決を経ないでもその訴えを提起できます。①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないこと、②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があること、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があること。ただし、裁決の日から1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第45号様式（別表関係）

小型特殊自動車、一般原動機付自転車標識



備考 1 標識の地の塗色は、次による。

- (1) 50cc以下の一般原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）にあつては、白
- (2) 50ccを超え90cc以下の一般原動機付自転車にあつては、黄
- (3) 90ccを超え125cc以下の一般原動機付自転車にあつては、桃
- (4) 小型特殊自動車にあつては、緑
- (5) ミニカーにあつては、薄青色

2 標識の文字の塗色は、次によること。

- (1) 軽自動車税が課される一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色
- (2) 軽自動車税が課されない一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色

第46号様式を次のように改める。

軽自動車税納税証明書

納税者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

車 両 番 号	
納 税 年 月 日	
証明書有効期限	
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

神奈川県高座郡寒川町長

- （注）
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5号様式、第18号様式から第18号様式の3まで、第43号様式から第45号様式まで及び第46号様式の規定は、令和8年度分の軽自動車税から適用し、令和7年度以前の年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。